

平成20年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成21年3月、6月

担当部局名：林野庁企画課

評価書公表時期：平成21年7月

【施策名】

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮

政策体系上の位置付け VI-①

【施策の概要<目指す姿>】

森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【施策に関する目標】

(1) 国土の保全や水源のかん養^{注1}といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トン^{注2}の達成に向けて、間伐^{注3}や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。

目標 ① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

目標 ①	重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進			
	〈達成目標〉	〈20年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 (各年度)	100%	95% (見込値)	95% (A)
(ア) 水土保全機能	育成途中にある水土保全林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (基準値:平成15年度:62.60% → 目標値:平成20年度:70.80%) (平成20年度すう勢値:49.50%)	70.80% (すう勢値から 21.30%増加)	70.29% (見込値) (すう勢値から 20.79%増加)	98%
(イ) 森林の多様性	針広混交林（針葉樹と広葉樹との混交林）などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (基準値:平成15年度:31% → 目標値:平成20年度:35%)	35.00% (基準値から 4.0%増加)	34.63% (見込値) (基準値から 3.63%増加)	91%
(ウ) 森林資源の循環利用	育成林（人手により育成・維持される森林）において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (基準値:平成15年度:8億4千万 ³ → 目標値:平成20年度:9億8千万 ³)	9億8千万 ³ (基準値から 1億4千万 ³ 増加)	9億7千万 ³ (見込値) (基準値から 1億3千万 ³ 増加)	96%

<目標達成のための主な政策手段>

【育成林整備事業 26,508 (32,069) 百万円】

育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等を推進。

【共生環境整備事業 288 (407) 百万円】

森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO^{注4}等の参画を得た里山林^{注5}の整備等を推進。

<目標に関する分析結果>

森林の整備にあたっては、適切な間伐等を実施することにより、下層植生や根の発達等を促し、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれている森林とすることが必要である。このことは、同時に、その森林が二酸化炭素の吸収源としてカウントできることとなり、吸収源対策としても不可欠である。具体的には、森林施業^{注6}の集約化や路網の整備等による林業生産コストの低減等を推進し、効率的な実施に努めているほか、平成20年度については、

① 人工林の高齢化に対応して、これまでの3から7齢級の間伐の推進に加え、7から9齢級（31年生から45年生）の間伐への補助を本格的に実施することとし、団地的にまとめた森林整備を推進

- ② 水産分野や農業分野との連携により、豊富な栄養塩類等の供給、濁水の緩和等による良好な漁場環境の保全や農業用水の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給に資するための森林整備等の実施
- ③ 森林吸収源対策として必要な追加的な間伐等の実施に要する地方負担を地方債の対象とすることや、国から市町村へ直接交付する交付金の創設などを内容とする「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の制定

等の取組により、平成19年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり」の一層の推進を図ったところであり、目標はおおむね達成する見込みである。

<改善・見直しの方向性>

森林は間伐等の適切な管理を行わなければ、その機能が低下することが予想されることから、引き続き適切な森林の整備等を行うことが重要である。

また、森林吸収源対策として間伐量を急増させていることから、今後とも着実に森林整備を推進していくためには、地方・個人負担の軽減を図りつつ、間伐等の森林整備が進みにくい奥地等の条件の不利な森林の早期解消等に向けた取組を強化する必要がある。

このため、国土保全や地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を適切に発揮に向けて、間伐が進みにくい条件の不利な森林を対象として、市町村、森林組合等の公的主体がモデル的に間伐を行う取組に対して定額助成する事業や、境界明確化の取組を本格的に支援する事業を実施するなど、地方負担、個人負担にも配慮した施策の充実を図りつつ、引き続き総合的な取組を展開する。

(2) 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営^{注7}を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。

目標 ②	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進			
	<達成目標>	<20年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	100%	82%	82% (B)

<目標達成のための主な政策手段>

【政府開発援助国際林業協力事業委託費 120 (0) 百万円】

CDM植林^{注8}推進および途上国の森林減少・劣化^{注9}森林減少対策のための技術開発、人材育成等を実施。

【政府開発援助国際林業協力事業費補助金 210 (336) 百万円】

民間の海外植林活動促進のための情報提供等、黄砂対策に向けた植生回復実証調査等、自然災害等に対処するための森林施業技術の開発等を実施。

<目標に関する分析結果>

開発途上国等に対して適切な支援を行うため、20年度に最終評価および中間評価を実施した事業において、妥当性、有効性、効率性等について相手国カウンターパートからアンケートによる評価を受け、目標②の達成状況を把握することとしているところであるが、20年度の実績は前年度の94%から82%となり、目標に対する達成状況は、「Bランク」となった。

我が国としては、持続可能な森林経営を推進するために、国際社会全体で大きく取り上げられている違法伐採対策、CDM植林、森林減少・劣化防止に関する技術開発や人材育成に取り組むとともに、各途上国等の自然的・社会的条件を踏まえつつ、荒廃地植林等の基礎的技術の確立、NGO等の海外植林活動のための情報整備や人材育成、新たな森林・林業協力を実現するための基礎調査等に関する補助事業等を実施してきた。また、国際機関を通じた支援により、複数の途上国で森林経営情報システムの整備、持続可能な森林経営に関する人材育成等を実施したところであるが、20年度のアンケート調査実施対象事業のうち、熱帯林資源動態把握支援事業が1年で終了となったこと、その他の事業についても事業規模が比較的小さいため事業効果が限定的であること、事業期間が比較的短いこと等で、現地カウンターパートにとって不満が残る結果となり、それがアンケート結果にも反映されたものと考えられる。

なお、各国、国際機関、NGO等との役割分担や、現地カウンターパートとのコミュニケーションを図りながら効率的に事業を実施し、持続可能な森林経営を推進するための各種の取組を進めている。

<改善・見直しの方向性>

持続可能な森林経営の推進は、各国、関係国際機関、NGO等が協力して取り組むべき課題であり、最近の国際的な議論を見ると、平成20年7月に行なわれたG8洞爺湖サミットの首脳文書において、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減のための行動の奨励や違法伐採及び関連取引の抑制に向けた努力を行なうことが明記された。

加えて、平成20年より京都議定書の第1約束期間が開始されたことから、CDM植林実施のための支援の必要性が一層高まるとともに、第2約束期間に向けた国際ルールづくりにおいては、途上国の森林減少・劣化問題等が重要課題となっており、平成21年12月の気候変動枠組条約締約国会議の場で、活発に議論されることが

見込まれる。

一方、熱帯林保有国等においては、森林に依存する住民の貧困と森林の減少・劣化との関連等が指摘されている。こうした国際的な議論の動向や各国、NGO等のニーズを踏まえつつ、途上国側のニーズに更に的確に応えられるよう、開発途上地域等におけるCDM植林実施支援のための取組、森林減少・劣化問題対策のための取組、森林の適切な管理を促進する各種の取組等を実施する。

また、国際機関を通じて、ワークショップ開催、住民参加支援、普及・指導員育成等の取組により、違法伐採対策等を効果的に推進する。これらの持続可能な森林経営推進のための各種取組により、引き続き国際協調の下で、我が国の林業の健全な発展及び各国の森林整備・保全等に貢献する。

(3) 国土保全の観点から、山地災害^{注10}のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。

目標 ③	山地災害等の防止		
	〈達成目標〉	〈20年度目標値〉	〈実績値〉
	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。 (基準値:平成15年度:48,000集落 → 目標値:平成20年度:52,000集落)	52,000集落 (基準値から 4,000集落増加)	51,700集落 (見込み値) (基準値から 3,700集落増加)
			〈達成状況〉 93% (A)

<目標達成のための主な政策手段>

【治山事業 105,250 (112,012) 百万円】

山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備を実施。

【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち山地防災情報の周知 9,692 (9,756) 百万円の内数】

山地災害危険地区に関する情報を地域住民等へ提供することにより、迅速な避難を助長し、山地災害による被害を軽減。

<目標に関する分析結果>

平成19年の台風等による局地的な豪雨や新潟県中越沖地震などにより激甚な山地災害が発生した箇所への再度災害防止を図るため、復旧対策を着実に実行するとともに、より効果的な山地災害危険地区対策の展開を図るため、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施や既存施設の機能強化、地域における避難体制と連携することによる減災に向けた効果的な事業を推進した結果、本年度の目標はおおむね達成する見込みであり、「Aランク」となった。

治山事業の実施にあたっては、効率性の向上を図るため、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト削減に努めている。

また、平成20年度においても引き続き、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林の有する公益的機能の発揮が特に要求される森林の保安林^{注11}への指定(平成19年度末における保安林面積は、1,188万ha(実面積))を進めている。

<改善・見直しの方向性>

平成20年においても岩手・宮城内陸地震をはじめとした地震や集中豪雨等により大規模な山腹崩壊、土石流などによる激甚な山地災害が発生している状況にあり、引き続き、山地災害危険地区の危険度合いも勘案しながら、効果的かつ計画的に事業を推進していく必要がある。

また、地域的な洪水や渇水が発生している状況を踏まえ、荒廃地や荒廃森林の効果的な整備を推進し、森林の有する水土保全機能を発揮させることが必要である。特に保安林については、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策にも資する天然生林^{注12}の保安林面積の確保が必要となっていることを踏まえ、計画的な指定を行うこととする。さらに、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進することにより、その機能の持続的な発揮を確保していくこととする。

(4) 森林病虫害^{注13}等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林^{注14}における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る。

目標 ④	森林病虫害等の被害の防止		
	〈達成目標〉	〈20年度目標値〉	〈実績値〉
	松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合を100%とする。 (各年度)	100%	62% (見込値)
			〈達成状況〉 62% (B)

<目標達成のための主な政策手段>

【森林病害虫等防除事業費補助金 744 (751) 百万円】

松くい虫をはじめとした森林病害虫等の被害対策を実施。

【森林病害虫等防除事業地方公共団体委託費 186 (186) 百万円】

松くい虫被害の先端地域である東北地方の県境地域等において、農林水産大臣命令による防除を実施。

<目標に関する分析結果>

保全すべき松林における松くい虫被害については、新たに2県で被害率が1%未満の「微害」に抑えられた一方、1県で被害率が1%以上の「中害」となったことにより、保全すべき松林の被害を「微害」に抑えられている都府県の割合は、前年度の60%から62%となり、やや改善されたものの、目標に対する達成状況は、前年同様、「Bランク」となった。

また、全国の保全すべき松林全体の被害率は、平成20年度についても「微害」に抑制されており、被害対策の効果が認められるが、前年度の0.57%からは0.60%とわずかに増加している。

このように、全国の保全すべき松林全体の被害率としては「微害」を維持しているものの、一部の地域では、

- ① 地形や周辺の環境等から、効果的な防除の実施が困難な場所で被害の増加が見られること
- ② 夏期の高温少雨等が一因と考えられる被害の増加がみられること
- ③ 平成19年度以降、未被害の岩手県北部に近い秋田県鹿角市で新たに被害発生が確認されるなど、被害の先端地域である東北地方において松くい虫被害が徐々に北上しつつあること

などが本年度の達成状況となった要因と考えられる。

なお、森林病害虫等による被害は、まん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば自治体の境を越えて広範囲に被害が拡大し、森林の有する国土保全機能の喪失が懸念され、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全している。

<改善・見直しの方向性>

保全すべき松林における松くい虫被害の終息に向けて、引き続き保全すべき松林等において、伐倒・焼却等による駆除措置、薬剤による予防措置、抵抗性マツやマツ以外の樹種へ転換する等の対策を適宜適切に組み合わせ合わせた総合的かつ適確な防除の実施に努めることとする。

三位一体改革に伴う税源移譲により、平成18年度以降、既に被害がまん延している地域における松くい虫防除事業に要する経費は、基本的に都道府県や市町村の財源として措置されており、各都府県における被害の終息を推進していくためには、関係都府県や市町村が連携して地域の実情に応じた防除対策に取り組むことが重要となっている。国としては、被害の再激化が懸念される都府県等や、地域の要望により防除方法等の見直しを検討する都府県等に対して、必要な技術的助言を行うほか、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を推進するため、①マツノマダラカミキリの天敵微生物であるポーベリア菌を利用した伐倒駆除措置、②薬剤の樹幹注入剤による予防措置等の活用を国庫補助により積極的に支援することとする。

一方、被害の先端地域である東北地方の寒冷地等においては、新たな地域への被害のまん延を防止するため、引き続き国庫支援により、国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施するとともに、平成21年度についても航空機等を利用して松林の各種データを取得し、被害木を確実に探査する手法を確立するための調査をモデル的に実施することにより、地域の実情に応じた計画的かつ適確な防除対策に資することとする。

(5) 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する。

目標 ⑤	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進			
	<達成目標>	<20年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。 (基準値:平成18年度:70万人 →目標値:平成21年度:100万人)	平成20年度は「森林づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない年であり、実績(推計)値を把握することは困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。	/	(実績(推計)値は平成21年度「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握)	有効性の向上が必要である
指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数			472箇所	
指標(2) 森林ボランティア活動件数			3,744件	

<目標達成のための主な政策手段>

【緑化推進対策事業 434 (184) 百万円】

緑化行事の開催等により国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及啓発していくとともに、企業やNPO等の森林づくり活動のサポート体制整備及び活動の評価手法の開発などの環境整備を推進。

【森林・林業・木材産業づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 9,692 (9,756) 百万円の内数】

子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林、観察林、学習展示施設等の整備の推進。

<目標に関する分析結果>

企業による森林づくり活動の実施箇所数は、前年度に比べ大きく増加する見込みとなっている。これは、企業の社会貢献活動に対する関心の高まりとともに、適切な森林の整備・保全等を幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進していく「美しい森林づくり推進国民運動^{注15}」の展開による普及啓発や企業等多様な主体の森林づくり活動をサポートする「森づくりコミッション^{注16}」等の活動支援体制の整備が進んできたことによるものと考えられる。

森林ボランティア活動については、平成19年に行われた内閣府の「森林と生活に関する世論調査」では、「森林づくりボランティア活動への参加したいと思う」が、前回調査（平成15年）より14ポイントも増加している。これは、「美しい森林づくり推進国民運動」や緑化行事の開催等による国民への普及啓発活動や、NPO等が行う先駆的先導的な森林ボランティア活動への支援等により、国民の意識が向上し、国民が参加しやすい環境の整備が図られてきたことによるものと考えられる。

これらのことから、平成21年度の目標に向けおおむね順調に推移しているものと考えられるが、森林ボランティア活動件数については、前年度に比べわずかに増加しているものの、その伸びはまだ緩やかであることから、森林ボランティア活動への参加者数をさらに増加させるためには、幅広い国民への森林ボランティア活動の情報提供や、参加に当たっての安全を確保するなど、森林づくり活動への参加を促す環境整備が必要であり、目標に対する達成状況は「有効性の向上が必要である」と考えられる。

なお、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、①全国の国民に対して森林づくり活動に関する普及・啓発を行うこと、②企業やNPO等国民が誰でも森林づくりに参加できるようにサポート体制を全国的に整備すること、③全国的レベルでの各界や関係団体との連携を図ることなど総合的に国民参加の森林づくりの推進に取り組んでいる。

<改善・見直しの方向性>

企業による森林づくり活動や森林ボランティア活動件数は、平成19年2月より始められている「美しい森林づくり推進国民運動」により年々増加傾向にあり、今後、これらの活動が適切かつ継続的に行われることが重要である。

また、森林ボランティア活動への参加者を一層増加させるためには、幅広い国民への森林ボランティア活動の情報提供や、参加にあたっての安全確保をするなど、森林づくり活動への参加を促すような環境整備がさらに必要である。

このため、「美しい森林づくり推進国民運動」や緑化行事の開催等による普及啓発、企業、NPO等の森林づくり活動のサポート体制整備を引き続き推進するとともに、森林ボランティア活動を楽しく安全に行うための技術向上・安全対策に関する研修等を実施する。

(6) 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

目標 ⑥	山村地域の活性化			
	<達成目標>	<20年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。			有効性の向上が必要である
	(ア) 全国の振興山村地域 ^{注17} の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比		101% (見込値)	
	1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合		35% (見込値)	

2) 交流人口 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合		54% (見込値)
3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合		49% (見込値)
(イ) 森林資源を積極的に利用している流域 ^{注18} 数 (約10流域(平成15年度)→約20流域(平成20年度))	約20流域	22流域 (見込値)
(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数 (80万人(平成20年度))	80万人	80万人 (見込値)

<目標達成のための主な政策手段>

【森林整備・保全費補助金のうち山村再生総合対策事業費 300 (0) 百万円】

優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、魅力ある山村づくりを推進

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち地域間交流拠点の整備等 30,546 (34,088)百万円の内数】

都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設等の整備を推進

<目標に関する分析結果>

新規定住者等のいずれかの指標を満たす市町村の割合は前年度を上回った。これは、新規定住者数が3ポイント増加したことによるものである。

森林資源を有効に利用している流域の数は22流域(見込み)であり、前年度を上回った。これは、施業の集約化等による生産コストの縮減の取組が進められたことに加え、各地に大規模な木材加工場が稼働するなど、森林資源を効率的に利用できる環境が徐々に整備されてきたことによるものと考えられる。

山村地域の住民を対象にした用排水施設等、生活環境整備の受益者数は、前年度から9万人増となり、平成20年度に80万人とする目標を達成する見込みとなった。この指標は、これまでも着実に増加してきており、山村地域の定住基盤の整備が確実に進められてきたことによるものと考えられる。

このように、いずれの指標も昨年同等以上の結果となっているが、指標(ア)について、同一の調査を実施している平成17年度から4年間の結果を見ると、前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合は横ばい、前年度の交流人口増加率を維持・向上等している市町村の割合は減少の傾向にあることから、目標に対する達成状況は「有効性の向上が必要である」と考えられる。

今後、山村地域で新規定住を促進するためには、森林整備による森林資源の活用や生活基盤の整備に加えて、森林資源をはじめ山村特有の資源を有効活用した多様な産業を育成することで、就業機会を確保していく必要がある。また、交流人口の増加に向けて、環境、教育、健康などを求める国民の価値観の多様化・高度化を踏まえた魅力ある山村づくりを進めるとともに、CSR等に積極的に取り組む企業も多いことから、都市の企業等との交流や連携も重要である。

平成20年度は定住促進等を図るため、居住地周辺の森林や生活環境の整備を行い、定住条件の向上を図ったほか森林や山村の地域資源を活用した新たな産業の創出、都市との連携による交流活動などへの取組、山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動を支援した。

また、国全体として山村振興を実現していくため、山村地域の活性化に関する先進的な事例やそのノウハウなどをさまざまな形で情報提供することによって効率的に実施している。

<改善・見直しの方向性>

「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林の多面的機能の発揮のために必要な森林の整備・保全を推進していくためには、定住促進等による山村振興が重要である。そのため、引き続き、山村地域の良好な生活環境に必要な居住環境整備の推進に努める。

併せて、優れた自然や文化・伝統等の山村固有の資源を活用した魅力ある山村づくりを推進し、環境・教育・健康の3分野に着目したモデル的な取組を支援するとともに、企業等との社会的協働システムの構築等により山村地域の再生を図る。

【施策に関する評価結果】

森林は、「緑の社会資本」として、地球温暖化の防止、国土の保全や水源かん養をはじめとする多様な機能を有し、国民生活を守る上で大きな役割を果たしている。特に、京都議定書の温室効果ガス6%削減約束の達成に向け、3.8%相当（1,300万炭素トン）を森林による二酸化炭素吸収により確保するとしているなど、森林の整備・保全の必要性はますます高まっており、国民の理解と協力を得ながら施策を進めることが重要である。

- ① 重視すべき機能に応じた森林整備については、森林吸収源対策として追加的な森林整備を推進した結果、目標はおおむね達成する見込みである。今後も着実に森林整備を推進していくため、地方・個人負担の軽減や、間伐等の森林整備が進みにくい森林の早期解消等に向けた取組を強化する必要がある。
- ② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進については、国際協力事業等の取組に対して現地カウンターパートには不満が残る結果も見られた。持続可能な森林経営の推進のため、途上国側とのコミュニケーションを一層図り、ニーズを踏まえてCDM植林実施の支援、森林減少・劣化問題対策、違法伐採対策等の展開を図ることが必要である。
- ③ 山地災害等の防止については、計画的な事業の実施や効果的な事業を推進した結果、目標はおおむね達成する見込みであるが、平成20年度においても地震や集中豪雨等により激甚な山地災害が発生している状況にあり、引き続き、効果的かつ計画的に事業を推進する必要がある。
- ④ 松くい虫被害については、「微害」の都府県の割合がここ数年横ばい傾向であり、被害の終息に向けては、全ての都府県が足並みを揃えて目標を達成することが必要である。このため、被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改善を図るとともに、被害の先端地域へのまん延を防止するため、国、県、市町村等が一体となった防除対策を実施していく必要がある。
- ⑤ 国民参加の森林づくりについては、「美しい森林づくり推進国民運動」の推進等により、企業による森林づくり活動や森林ボランティア活動件数が伸びてきていることから、引き続き、森林づくり活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進する必要がある。
- ⑥ 山村地域の活性化については、森林資源の利用や定住基盤の整備の促進等により、いずれの指標も昨年同等以上となっているが、4年間で新規定住が横ばい、交流人口が減少傾向にあることから、居住環境整備の推進とともに、地域の資源を活かした魅力ある山村づくりを推進する必要がある。

以上のとおり、平成20年度の施策に関する各目標の達成状況からは、本政策分野は一定の有効性は認められるものの、海外協力や森林被害の防止、国民参加の促進、山村活性化等を通じた森林の有する多面的機能の発揮についてさらなる向上が必要と考えられることから、今後さらに、計画的な森林整備、山地災害や森林被害の防止などの森林の適切な整備・保全を広く国民の理解を得つつ推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図る必要がある。

なお、平成21年度から新たな森林整備保全事業計画が策定されたことを踏まえ、関係する施策については各指標の検討や見直しを行い、より一層の適切な運用等効果的な施策の推進に努めていくこととする。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第171回国会施政方針演説	平成21. 1. 28	〈3 安心できる社会（環境）〉 地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現します。
第169回国会施政方針演説	平成20. 1. 18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18. 9. 8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

【政策評価総括組織（情報評価課長）の所見】

地球温暖化の防止など様々な課題を克服するうえで、我が国の国土面積の3分の2を占める森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能を十分に発揮させることが重要な課題となっている。特に、京都議定書の第1約束期間（平成20年から24年）において、我が国は温室効果ガス6%削減（基準年1990年比）を約束しているが、そのうち3.8%相当（1,300万炭素トン）を森林による二酸化炭素吸収により確保することとされており、森林の整備・保全の必要性は益々高まっている。

このため、平成19年度から年間55万ha、6年間で330万haの間伐の実施を行うこととしているが、これらに関するデータ等は評価書上示されていないことから、指標又はデータとして追加し、地球温暖化防止に向けた取

組が着実に進行していることを示す必要がある。

なお、森林が多面的な機能を発揮するためには森林の適正な整備・保全を図る必要があり、かつ森林を整備・保全する山村が存続していく必要がある。このため、山村への定住促進等により山村の振興を図ることが重要であるが、新規定住に関する指標「前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合」は、4年連続同程度で推移し向上には転じていないことから、定住促進に向けた有効な政策手段を講じて山村の活性化を図るべきである。

【政策評価会委員の意見】

- ・ 松くい虫の被害を「微害」に抑えている都府県の割合として、目標値は100%となっているが、実際の達成率は60%台で推移していることから、現実的な目標なのか疑問が残るため、目標を検証すべきではないのか。(棕田委員 (第1回))
- ・ 森林整備は、漁業資源を維持増加させて行くためにも重要であると思うが、どのように考えているのか。(野中委員 (第1回))
- ・ 森林によるCO2吸収量そのものや、CDM植林によるクレジット量を目標として設定できないか。(棕田委員 (第3回))

1 データ、資料等

目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

<目標設定の考え方>

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を目標とする。

(目標値について)

森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、重視すべき機能に応じて、より適切な森林の整備・保全を進めることが必要である。

また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、「水土保持機能」、「森林の多様性」、「森林資源の循環利用」それぞれの指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを目標値とする。

なお、森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のためには20万haの追加的な森林整備が必要と見込まれたことから、平成19年度から森林吸収源対策を加速化することとしたところであり、このことを踏まえ、平成19及び20年度の目標値について見直しを行った。

(ア) 水土保持機能

育成途中の水土保持林（3から12齢級）のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を平成15年度の63%から、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の管理等を行い、下層植生や樹木の根の発達等を図ることにより、平成20年度に71%まで維持向上させることを指標の目標値とする。

なお、適切な森林整備を実施しない場合、水土保持機能が良好に保たれている森林の割合は平成20年度に50%程度までに低下（すう勢値）することが予想されることから、各年度のすう勢値に対する増加をもって各年度の達成状況を判定する。

(イ) 森林の多様性

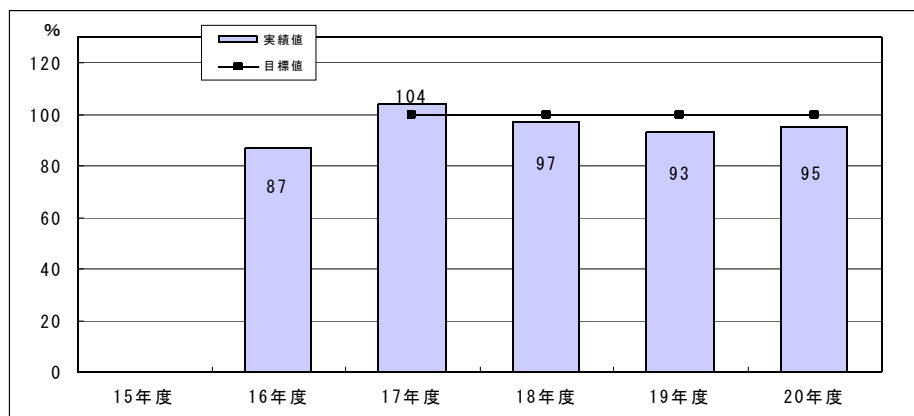
多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林^{注19}への誘導を目的とした森林造成の割合を平成15年度の31%から平成20年度に35%まで増加させることを指標の目標値とする。

(ウ) 森林資源の循環利用

木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を平成15年度の約8億4千万³m³から平成20年度に約9億8千万³m³まで増加させることを指標の目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

次の指標（ア）～（ウ）を満たす割合

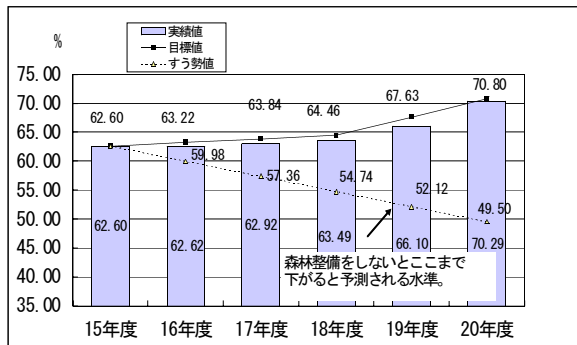


(把握の方法)

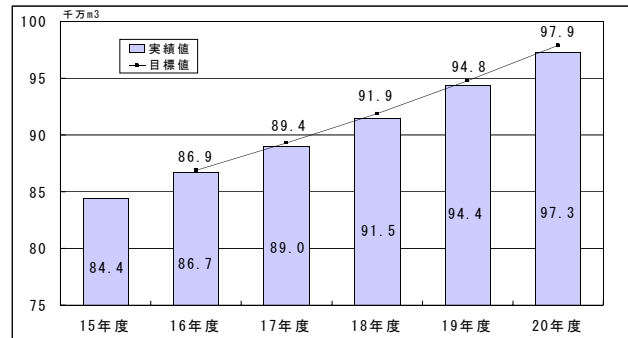
各指標の達成率の平均値で達成度を把握

(各指標の目標値と実績値の推移)

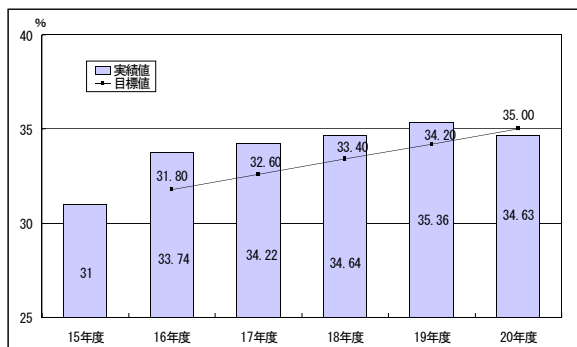
(ア) 水土保全機能



(ウ) 森林資源の循環利用



(イ) 森林の多様性



(把握の方法)

(ア) 水土保全機能

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握

(イ) 森林の多様性

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された植栽面積等を集計し実績値を把握

(ウ) 森林資源の循環利用

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握

<目標達成状況の判定方法>

3つの指標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = ((\text{ア})\text{の達成率} + (\text{イ})\text{の達成率} + (\text{ウ})\text{の達成率}) \div 3$$

(ア) 水土保全機能

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H20年度実績(見込)値} - \text{H20年度すう勢値}(49.50\%)) \div (\text{H20年度目標値}(70.80\%) - \text{H20年度すう勢値}(49.50\%)) \times 100$$

(イ) 森林の多様性

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H20年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(31.00\%)) \div (\text{H20年度目標値}(35.00\%) - \text{H15基準値}(31.00\%)) \times 100$$

(ウ) 森林資源の循環利用

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H20年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(84.4\text{千万m}^3)) \div (\text{H20年度目標値}(97.9\text{千万m}^3) - \text{H15基準値}(84.4\text{千万m}^3)) \times 100$$

(本年度の達成度合)

$$95\% = (98\% + 91\% + 96\%) \div 3$$

$$(ア) \text{ 水土保全機能} \quad 98\% = (70.29\% - 49.50\%) \div (70.80\% - 49.50\%) \times 100$$

$$(イ) \text{ 森林の多様性} \quad 91\% = (34.63\% - 31.00\%) \div (35.00\% - 31.00\%) \times 100$$

$$(ウ) \text{ 森林資源の循環利用} \quad 96\% = (97.3\text{千}\text{m}^3 - 84.4\text{千}\text{m}^3) \div (97.9\text{千}\text{m}^3 - 84.4\text{千}\text{m}^3) \times 100$$

【参考データ】

○育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積 (単位: 万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	265	266	269	400	(425)		

出典: 林野庁業務資料

○針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成面積(単位: 千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	11	10	11	13	(10)		

出典: 林野庁業務資料

○育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量 (単位: 百万m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資源量	867	890	915	944	(973)		

出典: 林野庁業務資料

○間伐実施面積 (水土保全林) (単位: 万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	21	20	20	28	(24)		

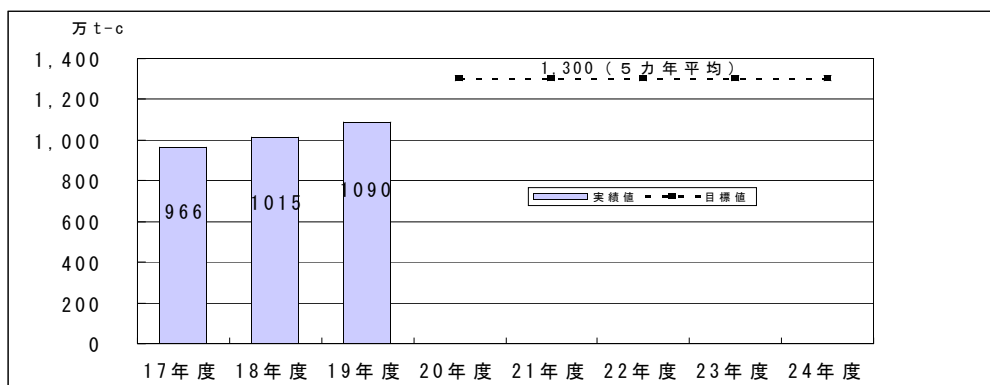
出典: 林野庁業務資料

○複層林造成面積 (樹下植栽^{注20}面積) (単位: 千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	5	4	4	5	(3)		

出典: 林野庁業務資料

○森林吸収量



※ () の数字は見込値

目標② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

<目標設定の考え方>

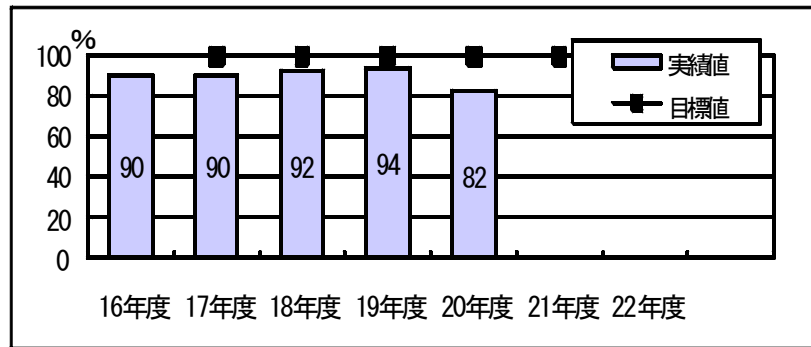
近年、世界的な森林面積の減少、劣化が進行している中で、地球温暖化の防止、森林保全の強化、違法伐採など、国際社会と連携しつつ取り組むべき地球規模の課題となっている。このため、国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、これらの成果は、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を目標とする。

(目標値について)

国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査 (5段階評価) により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

海外林業協力に係るアンケート調査結果



(把握の方法)

協力事業の中間及び最終年度において、相手国のカウンターパート（相手国の政府関係者、研究機関、地元住民等）に対して5段階評価（5段階評価：5（評価が高い）～3（普通）～1（評価が低い））によるアンケート調査を実施し、調査項目の1つである「持続可能な森林経営への寄与度」の平均を100分率で算出し実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

相手国カウンターパートに対するアンケート調査のうち「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）について、事業毎に5段階評価の値を算出し、その平均値を百分率で調整したものを達成度の指標とした。（調査対象の全事業で回答者全員から「5」の回答が得られた場合に100%となる。）90%以上の場合はA、60%未満（5段階評価で3未満）の場合をC、それ以外をBとする。

なお、アンケートにおいて、事業の妥当性、有効性、インパクト、自立発展性等について把握するとともに、調査項目毎に意見等を記述させることにより、達成状況の分析に活用することとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{問8の5段階評価の平均値}) \div 5 \times 100$$

(本年度の達成度合)

$$82\% = 4.1 \div 5 \times 100$$

【参考データ】

平成20年度海外林業協力に係るアンケート調査結果

以下の項目について、5カ年事業の3年目、5年目にあたる事業の相手国カウンターパートを対象としたアンケート調査を実施し、5段階評価（5：評価高い…3：普通…1：評価低い）で回答を求めた。

このうち、「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）の5段階評価の平均値を百分率で調整したものを達成状況の指標とした。

また、各事業毎の相手国カウンターパートからの主なコメントを取りまとめた。

- 問1 目的は、ニーズを踏まえたものとなっているか。
- 問2 事業の成果は、有用なものだったか。
- 問3 事業は期待された効果を得られたか。
- 問4 事業は、効率的に実行されたか。
- 問5 事業効果は、持続するか。
- 問6 調査団は、地域の状況を十分に理解していたか。
- 問7 事業実施の際、調査団は、相手国機関と十分に協議したか。
- 問8 事業は、持続可能な森林経営に寄与したか。**

○現地カウンターパートによる5段階評価の結果

事業名	調査対象国									
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	
3年目の事業	シベリア・極東地域持続可能な森林経営推進体制強化事業	ロシア	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	難民キャンプ周辺荒廃森林等保全・復旧プログラム策定事業	パキスタンほか	4.6	4.4	4.2	4.4	4.0	4.4	4.4	4.2
	津波等自然災害防備のための森林施業・管理推進事業	インドネシアほか	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.7	4.3	4.3
最終年の事業	熱帯林資源動態把握支援事業※	ベトナム	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0
	黄砂対策植生回復実証調査事業（5年目）	中国ほか	4.6	4.2	4.8	4.6	4.6	4.6	4.8	4.2
平均値			4.3	4.2	4.3	4.3	4.2	4.3	4.5	4.1
目標達成状況（持続可能な森林経営への寄与度）										82%

※熱帯林資源動態把握支援事業は1年のみ

○現地カウンターパート等からの主なコメント

事業名	コメント	
3年目の事業	シベリア・極東地域持続可能な森林経営推進体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・両国間で意見や情報の交換が図れたことは非常に有意義であった。 ・事業は未だ初期の段階であり、今後も日本との関係を強化・発展させていきたいので連絡を密にしていきたい。
	難民キャンプ周辺荒廃森林等保全・復旧プログラム策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の燃料木材に対するニーズに合っていた。 ・プログラムは計画通り実行されていたが、研修等は必要に応じ年2回実施してもよいのではないかと。 ・事業の定着を図るため、最低10年は実施すべきではないかと。
	津波等自然災害防備のための森林施業・管理推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の時間が限られていた。 ・今後、追加的な研修が必要。
最終年の事業	熱帯林資源動態把握支援事業※	<ul style="list-style-type: none"> ・高解像度の衛星画像を利用した、森林の立体的な把握が有意義だった。 ・より実地に即した調査が必要。

事業	黄砂対策植生回復実証調査事業（5年目）	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の進める、林業の持続可能な発展政策にマッチしていた。 ・一定の推進効果はあったものの、プロジェクトの規模が小さいため影響力も比較的少なかった。
----	---------------------	---

○我が国の企業等が実施主体のCDM植林の実施状況

（単位：件）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
方法論審査 ^{注21} 段階	2	1	0				
方法論承認済	0	1	2				
PDD審査 ^{注22} 段階	0	1	(2)				
正式登録済	0	0	(0)				

※UNFCCCウェブサイトによる情報。上記のほか、世界銀行が実施主体のCDM植林プロジェクトに日本企業が出資者として参加しているものがある。

○ITTO拠出事業により、訓練等を受けた国と人数

事業名	実施国	訓練者数
違法伐採対策のための木材貿易情報システム等の確立対策事業（H18-20）	ガイアナ・カンボジア・リベリア等12カ国	180人（見込値）

目標③ 山地災害等の防止

<目標設定の考え方>

国民の安全で安心できる生活を確保することは、国としての基本的な責務であり、健全な森林の維持造成を通じて、山地災害の防止や良質な水の安定的な供給を確保する必要がある。このため、国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、「山地災害等の防止」を目標とする。

（目標値について）

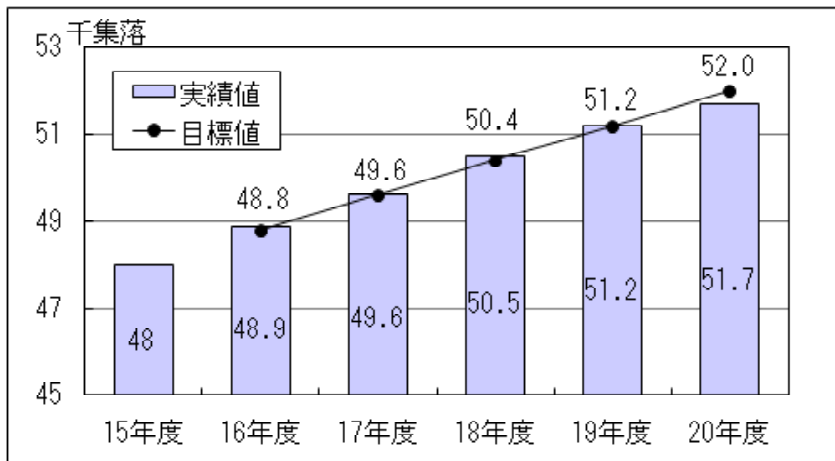
我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図る必要がある。なかでも地域の安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。

全国には、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する集落は約13万6千集落（平成15年度末現在）あり、将来的には全ての集落で安全性が向上することが望ましい。

このため、平成16年度からの5年間では、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、現に荒廃地があり事業に着手している集落、事業に着手していないが荒廃地があり人家戸数が多い緊急性の高い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について、一定の安全性を確保するための治山対策を完了させ、山地災害による人家、公共施設等の被害の防止及び軽減を図ることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数



※平成20年度は見込値

(把握の方法)

事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

当該年度の目標と基準値との乖離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合(達成率)が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H20年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \div (\text{H20年度目標値}(52.0\text{千集落}) - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \times 100$$

$$(\text{本年度の達成度合}) (51.7 - 48.0) \div (52.0 - 48.0) \times 100 \approx 93(\%)$$

【参考データ】

○保全効果が確保された森林の面積 (単位: 千ha)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
面積	59.7	45.6	46.0	43.5	47.1	61.0	(66.0)

出典: 林野庁業務資料

○保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積

(単位: 万ha)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
面積	920	1,019	1,133	1,165	1,176	1,188	7月上旬

出典: 林野庁業務資料

○海岸林・防風林等の延長7,000kmの機能の維持(機能が低下した海岸林・防風林等の回復率)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
割合(%)	96.6	95.3	91.8	90.4	93.0	(93.0)	

出典: 林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

目標④ 森林病虫害等の被害の防止

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病虫害や野生鳥獣の被害から森林を保全することが重要であることから、「森林病虫害等の被害の防止」を目標とする。

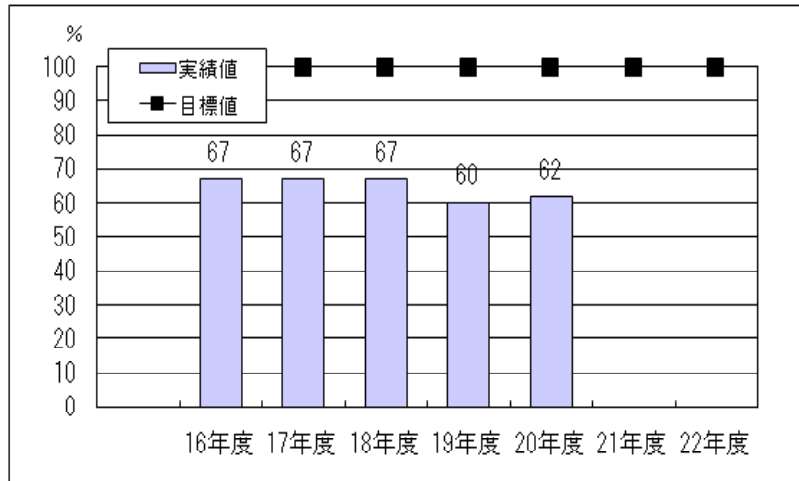
(目標値について)

松くい虫による被害は、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば、地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまうという特性を有する。従って松くい虫被害対策の進捗状況を的確に把握し着実な実施を図るためには、全国的な観点から、被害発生都府県の対応状況を踏まえ統一した目標の達成を目指す必要がある。

このようなことから、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標を達成すること、すなわち保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

松くい虫の被害について保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる（被害率が1%未満の「微害」に抑えられている）都府県の割合



※平成20年度は見込値

(把握の方法)

事業実施都府県からの被害報告等により年度末時点の保全すべき松林の被害状況を集計し実績を把握

<目標達成状況の判定方法>

当該年度の目標と基準値とのかい離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

(達成度合いの計算方法)

達成率(%) = H20年度実績(見込)値 ÷ 45都府県（北海道、青森を除く） × 100

(本年度の達成度合)

62%（見込値） = 28都府県（見込値） ÷ 45都府県 × 100

【参考データ】

○保全すべき松林における被害率の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害率(%)	0.66	0.63	0.65	0.61	0.57	0.60	

出典：林野庁業務資料

○哺乳動物による森林被害

(単位：千ha)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
シカ	4.3	4.5	3.9	3.5	3.0	3.5	12月下旬
その他	2.7	2.7	3.5	2.3	2.1	2.4	12月下旬

注：その他は、クマ、イノシシ、サル、カモシカ、ノウサギ及びノネズミ

出典：林野庁業務資料

※（ ）の数字は見込値

目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。近年、市民等の自発的な森林づくり活動やNPO等が提供する森林環境教育・体験活動等森林ボランティア活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られている。また、平成19年の2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の取組が始まっており、今後、こうした企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林・林業及び森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」を目標とする。

(目標値について)

現在、森林ボランティア活動を行っている団体は1,863団体あり、年々増加していることに加え、平成19年から始まっている「美しい森林づくり推進国民運動」に官民一体となって取り組んでいることから、森林ボランティア活動に対する国民の意識は高まっているものと考えられる。一方、近年、企業の社会的責任活動に関する意識が向上しており、社会貢献活動の一環として森林づくり活動に取り組んでいる企業も出てきている。

国民の幅広い参加を推進するには、NPOや任意団体等の森林ボランティア団体の活動に加え、企業による森林づくり活動の促進が重要であり、このような取組が全国に広がることを目指すことが必要である。

このため、多様な森林づくりの企画・提案や活動場所の確保、活動の情報提供など活動に係るサポートを行い、森林ボランティア活動への参加者を増加させること、すなわち森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを目標値とする。

なお、この目標値は森林ボランティア団体に対して行っている「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握可能であるが、本調査は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

【目標値及び実績の推計値の算出方法について】

○ 森林づくり活動についてのアンケート集計結果

参加人数	平成15年度		平成18年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
10人未満	25	3	33	3
10人以上～50人未満	181	21	199	18
50人以上～100人未満	196	23	238	22
100人以上～500人未満	345	40	445	40
500人以上～1000人未満	64	8	116	11
1000人以上～5000人未満	40	5	52	5
5000人以上	1	0	7	1
合計	852	100	1090	100

	H15	H18
森林ボランティア団体数	1,165	1,863
回答数	852	1,090
有効回答率(%)	73%	59%

○ 森林づくり活動への年間延べ参加人数

年間延べ参加人数については、参加人数欄の人数幅の中心となる数値にそれぞれの回答団体数をかけ合わせたものの合計を有効回答数で割り、年間延べ参加者人数を推計。平成15年度から平成18年度にかけて増加した人数と同数の増加を見込み目標値を100万人と設定。

(平成15年度) $5 \times 25 + 30 \times 181 + 75 \times 196 + 300 \times 345 + 750 \times 64 + 3,000 \times 40 + 5,000 \times 1 = 296,755$ 人

$296,755$ (人) $\times 1,165$ (全森林ボランティア団体数) $/ 852$ (全回答団体数) $= 405,420$ 人 ≈ 40 万人

(平成18年度) $5 \times 33 + 30 \times 199 + 75 \times 238 + 300 \times 445 + 750 \times 116 + 3,000 \times 52 + 5,000 \times 7 = 435,485$ 人

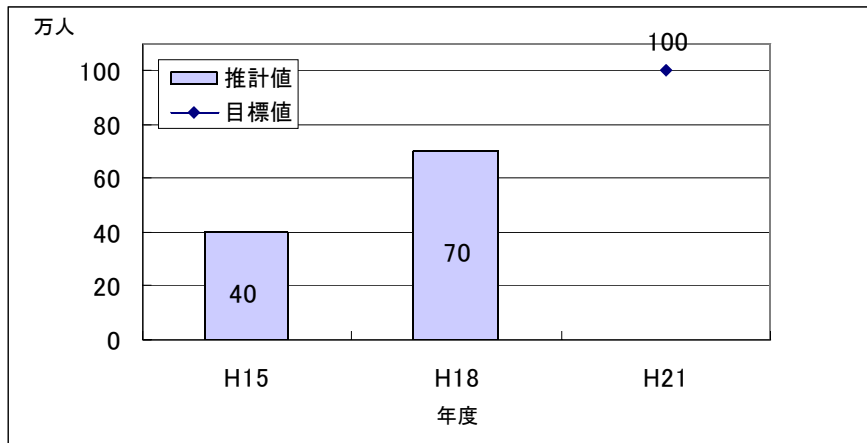
$435,485$ (人) $\times 1,863$ (全森林ボランティア団体数) $/ 1,090$ (全回答団体数) $= 745,200$ 人 ≈ 70 万人

70万人(平成18年度) $- 40$ 万人(平成15年度) $= 30$ 万人 ※この増加分を平成21年度までに見込む。

70万人 $+ 30$ 万人 $= 100$ 万人

<目標値と実績値の推移>

森林づくり活動への年間延べ参加者数（推計値）



(把握の方法)

3年ごとに実施される「森林づくり活動についてのアンケート調査」より森林づくり活動への参加者数を推計

<参考指標と実績値の推移>

指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数 (単位:箇所)

	H18	H19	H20	H21
企業による森林づくり活動実施箇所数	244	325	472	

注: ※については、H20年4月～9月（6カ月）における推定値

出典: 林野庁業務資料

指標(2) 森林ボランティア活動件数 (単位:件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	1,362	1,741	2,540	2,856	3,291	3,336	3,695	3,744	

注: ※については、H20年1月～12月の実績値からの推定値

出典: (社) 国土緑化推進機構

(把握の方法)

指標(1) 都道府県からの報告及び地域支援活動による国民参加の緑づくり活動推進事業の実績報告により実績値を把握

指標(2) (社) 国土緑化推進機構からの報告により実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

目標達成については、平成21年度目標値と平成18年度基準値との差に対する平成21年度実績（推計）値と平成18年度基準値との差の割合（達成率）が90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

また、「森林づくり活動についてのアンケート調査」を実施しない年度については、森林づくり活動参加者数に関連する指標(1)及び(2)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 企業による森林づくり活動実施箇所数
- (2) 森林ボランティア活動件数

【参考データ】

○森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数 (単位:組織)

	H19	H20	H21	H22
森づくりコミッション数	8	22		

出典: 林野庁業務資料

○森林ボランティア・ネットワーク^{注23}への参加団体数

(単位：団体)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
団体数	262	360	378	411	439	465	506

出典：林野庁業務資料

○森の子くらぶ活動^{注24}の参加者数

(単位：千人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
参加者数	250	289	327	343	318	355	6月下旬

出典：林野庁業務資料

○森林づくりボランティア活動への参加意向

	該当者数 (人)	参加 したい (小計)	参加 したい	ど ちら か と い え ば	参加 した く ない (小計)	ど ちら か と い え ば	参加 した く ない	わ か ら な い
平成19年5月調査	1,827	54.8%	11.0%	43.8%	43.4%	26.4%	17.0%	1.8%
平成15年12月調査	2,113	40.7%	8.0%	32.7%	53.1%	30.8%	22.3%	6.2%

出典：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

目標⑥ 山村地域の活性化

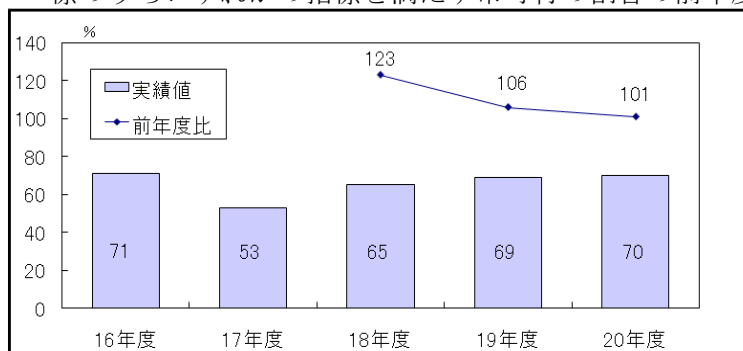
<目標設定の考え方>

山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とする。

また、この成果を把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、アンケート調査を実施し、新規定住者数、交流人口数、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出するとともに、森林整備保全事業計画の成果指標のうち山村地域の活性化に係る、森林資源を積極的に利用している流域の数及び山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数を把握し、それらをもとに総合的に判断することとする。

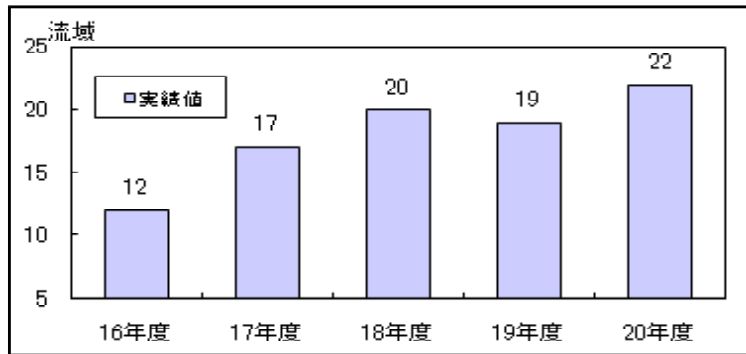
<目標値と実績値の推移>

(ア)新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比



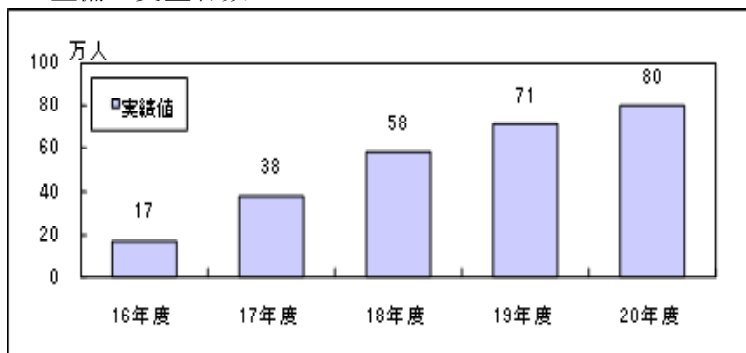
※平成20年度は見込値である

(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数



※平成20年度は見込値である

(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数



※平成20年度は見込値である

(把握の方法)

- (ア) 全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査
(イ)、(ウ) 事業実施都道府県等からの実績報告

<目標達成状況の判定方法>

山村地域の活性化の状況について、(ア)の割合、(イ)の流域数、(ウ)の受益者数の推移を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。

(達成度合いの計算方法)

- (1) 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、次に掲げる①～③の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。

指標は、

- ① 新 規 定 住 者 数：抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること
- ② 交 流 人 口：交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること
- ③ 地域産物等販売額：抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上していること

を設定。

当該指標の算出方法は

- ① 新規定住者数比： $a/b \geq 1.0$ 以上
ただし、当年度の新規定住者数：a
前年度の新規定住者数：b

②交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ

交流人口増加率比：当年度の交流人口増加率 \geq 前年度の交流人口増加率

ただし、交流人口増加率 $= (c-d) / d$

当年度の交流人口：c

前年度の交流人口：d

③地域産物等販売額増加率比：当年度の地域産物等販売額増加率 \geq 前年度の地域産物等販売額増加率

ただし、地域産物等販売額増加率 $= (e-f) / f$

当年度の地域産物販売額：e

前年度の地域産物販売額：f

なお、新規定住者数、交流人口については、

- ・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。
- ・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数を平成20年度に約20流域とすること。

(対象流域)

伐採立木材積(≒素材生産量÷歩留まり0.75)÷連年成長量×100 \geq 50を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数(累計)を平成20年度に80万人とすること。

〔整備対象地区数：約126地区
 里山エリア再生交付金 102地区
 生活環境保全林整備事業 24地区〕

【参考データ】

○アンケート調査結果

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	96	102	312	249	360	451	
回答数	91	80	170	161	226	238	
有効回答数	70	73	137	108	155	217	
いずれかを満たす	49	52	73	70	107	151	
①を満たす	10	21	23(31%)	25(36%)	34(32%)	53(35%)	
②を満たす	42	35	51(70%)	46(66%)	65(61%)	82(54%)	
③を満たす	15	13	25(34%)	23(33%)	56(52%)	74(49%)	
2つを満たす	15	14	18	18	34	52	
すべてを満たす	2	3	4	3	7	3	
いずれかを満たす 割合(%)	70	71	53	65	69	70	
前年度比(%)	-	-	-	123	106	101	

注：1) ()の数字はいずれかを満たす市町村数に対する割合

出典：林野庁業務資料

注：2) H15, 16年度については集計方法が異なる

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数(森林の多面的機能の発揮関連部門)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	242	237	241	276	集計中		

注：「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上

出典：林野庁業務資料

○林木の品種開発数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
開発数	61	47	50	63	55	80	集計中

注：「開発数」は、(独)森林総合研究所で開発したものを計上

出典：林野庁業務資料

○森林とふれあう機会を持つ都市住民の数^{注25} (単位：万人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
住民数	720	787	965	1,097	(1,163)	集計中	

出典：林野庁業務資料

○保護林^{注26}の面積 (単位：千ha)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
面積	622	656	658	683	778	780	9月下旬

出典：林野庁業務資料

○レクリエーションの森の利用者数 (単位：百万人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利用者数	156	152	147	143	139	131	9月下旬

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

2. 用語解説

- | | | |
|----|----------------------------------|--|
| 注1 | 水源のかん養 | 洪水緩和、濁水緩和、水質浄化などの機能。 |
| 注2 | 1,300万炭素トン | 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）に基づく、我が国の第一約束期間における森林経営活動（1990（平成2）年以降に森林を適切な状態に保つために行われた間伐等の人為的な活動）等による吸収量の算入目標値。 |
| 注3 | 間伐 | 育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。 |
| 注4 | NPO（法人）(Non Profit Organization) | 営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。 |
| 注5 | 里山林 | 居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。 |
| 注6 | 森林施策 | 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。 |
| 注7 | 持続可能な森林経営 | 平成4年の地球サミットにおいて採択された「森林原則声明」で示された考え方で、世界の全ての森林を対象に森林の保全と利用を両立し、森林に対する多様なニーズに永続的に対応できるような森林の取扱いを行うとするもの。 |
| 注8 | CDM（クリーン開発メカニズム）植林 | 京都メカニズムの一形態であり、先進国と開発途上国が共同で植林事業を実施し、開発途上国の持続可能な開発に資するとともに、その事業における吸収分を先進国が京都議定書における自国の温室効果ガス削減目標達成に利用できる制度。 |
| 注9 | 森林減少・劣化 | 開発途上地域の森林では、人口の増加、食料不足等を背景とした過度の焼畑や放牧、過剰な薪炭用材の採取、無秩序な商業伐採、大規模な森林火災、気候変動等によって、疎林化や植生の衰退といった森林の劣化が進行している。このような森林の劣化が更に進んだり、商業伐採が行われた際などに建設された道路に起因する森林の焼き払いや農地造成が行われたりすると、やがて森林の減少に至る。 |

注10	山地災害	山地に起因する豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による災害。
注11	保安林	水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。立木の伐採や土地の形質の変更が制限される。
注12	天然生林	自然の推移に委ね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。
注13	森林病虫害	樹木又は林業種苗に損害を与える松くい虫（マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリ等）や、その他の昆虫類、菌類、ウイルス。
注14	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が低い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注15	美しい森林づくり推進国民運動	国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めるため、幅広い国民の理解と協力のもと、適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を官民連携して総合的に推進していく運動。
注16	森づくりコミッション	企業やNPOなどの多様な主体による森林づくり活動への参加や森林ボランティア団体の継続的な活動を促進させるため、企業やNPO、森林所有者等を結び、森林づくり活動に係る様々な手助けをする組織。
注17	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人／町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注18	流域	森林法第7条で規定している森林計画区。この森林計画区については、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められる。
注19	複層林	樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。
注20	樹下植栽	複層林を造成するために、樹木の一部を伐採した後の残った樹木の間に行う植林。
注21	方法論審査	「方法論」とは、当該CDM植林プロジェクトによる二酸化炭素吸収量を測定するためのデータ収集・処理方法を定めた文書である。適用可能な承認された方法論がない場合、参加者は新方法論をCDM理事会に提出し、審査を経て承認を受ける必要がある。
注22	PDD審査	国連の「正式登録」までには、承認された方法論を具体的なプロジェクトに適用して、データ等をプロジェクト設計書（PDD）にまとめ、（国連CDM理事会により指定された運用機関の有効化審査を経て、）国連CDM理事会により承認されるなどの一連の手続きが必要である。
注23	森林ボランティアネットワーク	（社）国土緑化推進機構が森林ボランティア団体の登録を行い、当該団体の概要、活動内容等の情報を提供しているシステム。
注24	森の子くらぶ活動	子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、文部科学省との連携により、小・中学生やその保護者及び地域住民を対象として土・日曜日や夏休み等に、指導者の下で植林・下刈り作業等の森林づくり活動、森林の多様な役割に関する学習など多様な森林体験活動を行うもので、都道府県により森の子くらぶ活動施設として登録されている地域の森林総合利用施設等（都道府県民の森、市町村の森、国有林など）を活用して実施。

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| 注25 | 森林とふれあう機会を持つ都市住民の数 | 森林環境教育や健康づくりの場等として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した再整備を行うことにより、利用が見込まれる都市住民の人数。 |
| 注26 | 保 護 林 | 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野。 |

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>